⑵　契約細則第７条の規定に該当しない者であること。
⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　薬事法に基づく医療機器の販売業の許可を得ていることを証明した者であること。
⑸　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑹　契約細則第５条の規定に基づき、総長等が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒162―8655 東京都新宿区戸山１―21―１
独立行政法人国立国際医療研究センター
調達企画室長　藤間　勝巳　電話03―3202―7181　内線2063
⑵　入札説明書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成23年10月19日17時15分
⑷　開札の日時及び場所
①　平成23年10月20日13時30分　院内会議室
②　平成23年10月20日14時00分　院内会議室
③　平成23年10月20日14時30分　院内会議室
④　平成23年10月20日15時00分　院内会議室
⑤　平成23年10月20日15時30分　院内会議室
⑥　平成23年10月20日16時00分　院内会議室
⑦　平成23年10月20日16時30分　院内会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、総長等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると総長等が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第36条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takaaki Kirino, Director, President, National Center for Global Health and Medicine
⑵　Classification of the products to be procured :
①～⑥　26, 31
⑦　22, 31
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
①　Personal Next Generation Sequencing System 1 set
②　Laminar Flow Rack System 1 set
③　Data analysis system for hybrid-style genome analysis instruments 1 set
④　Whole-Genome SNPs Analysis System 1 set
⑤　Micro array scanner 1 set
⑥　Analytical Clinical Information Retrieval System 1 set
⑦　Ultrasound Diagnostic system 3 set
⑷　Delivery period :
①　November 30th, 2011
②　March 31th, 2012
③　December 28th, 2011
④　December 28th, 2011
⑤　November 30th, 2011
⑥　February 29th, 2012
⑦　November 30th, 2011
⑸　Delivery place :
①, ②, ⑦　National Center for Global Health and Medicine
③～⑥　National Center for Global Health and Medicine Kounodai Hospital
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for National Center for Global Health and Medicine. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 7 of the Regulation concerning Contract for National Center for Global Health and Medicine ;
③　have Grade A, B or C in “Manufacturers of products” or “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetu Region ;
④　prove to have obtained license for selling a medical instrument in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law ;
⑤　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products.
⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 5 of the Regulation ;
⑺　Time-limit for tender : 5 : 15 P.M. October 19th, 2011
⑻　Contact point for the notice : Katsumi Fujima, Director, Procurement policy planning Division, National Center for Global Health and Medicine, 1―21―1 Toyama Shinjuku-ku, Tokyo 162―8655, Japan. TEL 03―3202―7181 ext. 2063

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年９月７日
独立行政法人
農業・食品産業技術総合研究機構
北海道農業研究センター所長　天野　哲郎

◎調達機関番号　607　◎所在地番号　01
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　借入件名及び数量
透過型電子顕微鏡　一式
⑶　借入件名の特質等
入札説明書及び仕様書による。
⑷　借入期間　平成24年２月１日から平成28年３月31日
⑸　借入場所　北海道農業研究センター
⑹　入札方法　入札金額は、１ケ月当たりの借入金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
⑵　実施規則第９条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の競争参加資格における「役務の提供」の業種の区分「賃貸借」において「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。
⑷　物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。